

清水町学校体育施設使用料条例（平成15年清水町条例第33号）の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | |
|---|---|---------------|------|------|---|-------------|---------------|------|------|
| (定義) | (定義) | | | | | | | | |
| 第2条 清水町学校体育施設（以下「学校体育施設」という。）とは、町内小中学校の校庭、体育館及び <u>学校水泳プール</u> とする。 | 第2条 清水町学校体育施設（以下「学校体育施設」という。）とは、町内小中学校の校庭、体育館及び <u>御影学校水泳プール</u> とする。 | | | | | | | | |
| (学校体育施設の使用) | (学校体育施設の使用) | | | | | | | | |
| 第3条 学校体育施設を使用できる者は、次に掲げるとおりとし、使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 | 第3条 学校体育施設を使用できる者は、次に掲げるとおりとし、使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 | | | | | | | | |
| (1) 校庭及び体育館 町民5人以上で構成する団体 | (1) 校庭及び体育館 町民5人以上で構成する団体 | | | | | | | | |
| (2) <u>学校水泳プール</u> 個人又は町民5人以上で構成する団体 | (2) <u>御影学校水泳プール</u> 個人又は町民5人以上で構成する団体 | | | | | | | | |
| (使用料) | (使用料) | | | | | | | | |
| 第4条 学校体育施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める額により算定した合計額を納めなければならない。ただし、 <u>学校水泳プール</u> における65歳以上の町民の個人使用に係る使用料は、これを徴収しないものとする。 | 第4条 学校体育施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める額により算定した合計額を納めなければならない。ただし、 <u>御影学校水泳プール</u> における65歳以上の町民の個人使用に係る使用料は、これを徴収しないものとする。 | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | |
| 別表（第4条関係） | 別表（第4条関係） | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | |
| 3 <u>学校水泳プール使用料</u> | 3 <u>御影学校水泳プール使用料</u> | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 50%;">団体使用（1回につき）</td><td style="padding: 5px; width: 50%;">個人使用（1人1日につき）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">750円</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">100円</td></tr> </table> | 団体使用（1回につき） | 個人使用（1人1日につき） | 750円 | 100円 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 50%;">団体使用（1回につき）</td><td style="padding: 5px; width: 50%;">個人使用（1人1日につき）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">750円</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">100円</td></tr> </table> | 団体使用（1回につき） | 個人使用（1人1日につき） | 750円 | 100円 |
| 団体使用（1回につき） | 個人使用（1人1日につき） | | | | | | | | |
| 750円 | 100円 | | | | | | | | |
| 団体使用（1回につき） | 個人使用（1人1日につき） | | | | | | | | |
| 750円 | 100円 | | | | | | | | |
| 備考 | 備考 | | | | | | | | |
| 1 団体使用は、1回につき2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 | 1 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 | | | | | | | | |

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。